加古川市指定ごみ袋製造等の承認申請について

令和2年3月27日

加古川市の指定ごみ袋の承認は、「加古川市指定ごみ袋に関する要綱」(以下「要綱」 という。)に基づいて行いますので、製造等しようとする場合は、要綱の内容を理解した うえで申請してください。

- 1. 指定ごみ袋の規格(要綱第2条、別表及び別図関係)
 - ・ 加古川市が指定ごみ袋を導入するごみの種別は「燃やすごみ」 1 種類です。
 - ・ 大きさは、大 (451) , 中 (301) , 小 (151) の 3 種類、形状は、それぞれ平袋 と U 形袋としますので、合計 6 種類になります。

【注意 1】必ずしも6種類全部を申請、製造していただく必要はありません。

・ 加古川市指定ごみ袋製造等承認申請書(様式第1号)の「1 製造等を行う袋の種類」で製造しようとする指定ごみ袋の種類を選択してください。

申請例: 平袋のみを申請する場合

し 製造等を行う袋の種類(申請する袋に○印)

指定ごみ袋の形状	大 (450)	中 (300)	小(150)
平袋	0	0	0
U形袋			

【注意2】上の申請例のように、平袋のみで承認を受けた後にU形袋を製造等しようとする場合は、加古川市指定ごみ袋製造等変更承認申請書(様式第6号)での変更申請が、改めて必要となります。

【注意3】指定ごみ袋の寸法は、要綱の別表及び別図1に規定しています。

- ・ 寸法の許容差は、JIS Z 1711 1994 に倣ってください。
- ・ 別表及び別図1に規定する寸法と大きく異なる場合は、事前にご相談ください。
- ・ U形袋の持ち手部分及びベロ部分の寸法は、仕様書にて示してください。

- 2. 承認申請について (要綱第3条第2項関係)
 - ・ 加古川市指定ごみ袋製造等承認申請書(様式第1号)に、次の書類を添付して提出 してください。
 - ① -A 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(申請者が法人である場合)
 - ① -B 履歴書及び住民票の写し(申請者が個人である場合)
 - ② 指定ごみ袋及び外装袋の仕様及び見本品
 - ・仕様書(材質、外寸、厚み、強度等が分かるもの)・・・様式は問いません ※ U形袋を申請される場合は、外寸図を提出してください。

・・・参考様式あり(資料7)

- ・見本品については、加古川市が指定する規格(厚み、材質、寸法)と同じ製品を 提出してください。特に、U形袋の持ち手等の寸法が分かる製品を提出してください。
- ・印刷する内容の配置及び文字等の大きさの分かる設計図 (レイアウト図) を提出 してください。
- ③ 指定ごみ袋の厚さ及び引張強度について、当該申請者及びその者に関連する組織以 外の検査機関が発行する検査結果報告書
 - ・既製品で、厚みや強度について、加古川市の指定ごみ袋と同じ規格のものがある場合、それについての検査結果報告書で代用していただくことも可能です。
 - ・複数の種類の指定ごみ袋を製造しようとする場合、原料となるフィルムが共通で あれば、原料となるフィルム 1 種類についての検査結果報告書で結構です。
- ④ 指定ごみ袋に使用する着色剤及びインクについて、これらの成分を証明する書類(当該書類が他の国の言語を用いて作成されている場合は、これを日本語に翻訳した もの)
 - ・複数の種類の指定ごみ袋を製造しようとする場合、使用する着色剤及びインクが共通であれば、成分を証明する書類は1通で結構です。
- ⑤ 指定ごみ袋の販売ルート及び販売を予定する店舗の一覧並びに予定販売価格
 - ・市民へ販売店等についての情報提供をする必要があるため、指定ごみ袋の卸業者 及び販売店の一覧表並びに販売を予定している種類及び販売価格。
 - ・必要な項目(名称、所在地、電話番号、販売する種類、予定販売価格)の記載が あれば様式は問いません。・・・・・・・・・・・・・・・参考様式あり(資料6)
 - ・販売ルート及び販売する店舗に変更や追加がある場合には、その都度、書面により報告してください。
- ⑥ 本市以外の自治体から、この要綱の規定による承認に相当する認定等を受けている 場合は、当該認定等を証明する書類の写し

- 3. 承認について (要綱第3条第3項、第5条関係)
 - ・ 申請内容を審査し、規格に適合していれば、承認し、加古川市指定ごみ袋製造等承 認通知書を交付します。
 - ※ 審査期間は2週間程度です。
 - ・ 承認通知書に<u>承認番号</u>を記載していますので、指定ごみ袋及び外装袋に必ず承認番号を表示してください。
 - ・ 承認しない場合は、加古川市指定ごみ袋製造等不承認通知書により通知します。

【注意 4 】販売を開始する前に、成果品(販売するものと同じもの)を必ず提出してくだ さい。

4. 販売について (要綱第4条関係)

- ・ 販売については、承認業者の各販売ルートにより、小売店等に流通させていただき ます。 販売先については、加古川市内には限定しません。
- ・ 販売価格については、市場価格(自由価格)となります。
- 5. 改善の指示、承認の取り消しについて(要綱第6条、第7条第2項関係)
 - ・ 製造販売された指定ごみ袋が規格に適合しない場合や承認を受けた規格と異なる場合、加古川市は改善の指示等を行います。この指示等に従わない場合や虚偽の申請をした事実を知った場合には、加古川市指定ごみ袋製造等承認取消通知書により、承認を取り消すとともに、当該承認を取り消した製造者等の氏名又は名称等を公表します。また、直ちに加古川市指定ごみ袋製造等承認通知書を返還しなければなりません。
 - ・ 加古川市は、当該取り消しにより生じた一切の損害について、その責任を負いませ ん。

6. 製造等の廃止、変更について(要綱第8条、第9条第1項関係)

- ・ 指定ごみ袋の製造を止める場合は、加古川市指定ごみ袋製造等廃止届(様式第5号) を加古川市指定ごみ袋製造等承認通知書と一緒に提出してください。
- ・ 一旦、承認を受けた指定ごみ袋と異なる指定ごみ袋の製造等をしようとする場合は、 加古川市指定ごみ袋製造等変更承認申請書(様式第6号)を提出し、改めて承認を 受けていただく必要があります。